

令和5年9月

〈消費税課税事業者の皆様へ〉

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度） に関するご案内

2023年10月1日より、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が発行する適格請求書（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件とされています。

鶴岡ガスでは適格請求書発行事業者としてインボイス（適格請求書）を発行予定です。

下記のとおり弊社適格請求書発行事業者登録番号をお知らせいたします。

◆登録番号 T5390001007331

### 【ガス料金】適格請求書（インボイス）の発行について

毎月のメーター検針で発行しております「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）につきましては、適格請求書（インボイス）の対応をしておりません。別途インボイス対応の請求書をご希望の方は弊社総務課までお申し出いただきますようお願いいたします。

尚、請求書は検針後10日程度で郵送いたします。



お問合せ・お申し出先 **鶴岡ガス株式会社 総務課**

**フリーダイヤル 0120-250-012** または **TEL 0235-25-0011**